

和光市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 和光市史の続編（以下「続編」という。）を編さんするに当たり、必要な調査審議を行うため、和光市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、続編の編さんに係る基本方針及び基本計画に基づき、続編の編さんに必要な事項について調査審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、教育部長及び企画部長をもって充てるほか、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 和光市自治会連合会の推薦を受けた者 1人
- (3) 和光市商工会の推薦を受けた者 1人
- (4) 公募による市民 2人以内
- (5) 続編の編さんに係る事業を受託した事業者を代表する者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員のうちから教育委員会が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 前条第1項の規定により委嘱された委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課和光市史編さんプロジェクト・チームにおいて処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に

定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。